第2章

都税のあゆみ

第1節	これまでのあゆみ ・・・・・・・・・・・・ 41
第2節	都税の種類とあらまし ・・・・・・・・・・・ 46
第3節	地方譲与税及び助成交付金 ・・・・・・・・・・ 60
第4節	地方税制改正等の動き ・・・・・・・・・・・ 67

第2章 都税のあゆみ

第1節 これまでのあゆみ

1 昭和時代のあゆみ

都税は、昭和18年7月1日、当時の東京府と東京市が合併して東京都が発足するとともに誕生したが、現在の都税の骨組みは、終戦後シャウプ勧告によって形作られた。シャウプ勧告は、地方自治確立のために、①基礎的自治体たる市町村の財政力の強化、②税源分離に基づく独立税主義、③税制の簡素化の3点を基本理念に掲げ、昭和25年の税制改革によりおおむね現実化された。その後昭和29年には、社会状況の変化に伴い附加価値税の廃止、道府県民税・不動産取得税の創設等の大幅な見直しが行われ、シャウプ勧告に基づく税制は大きく修正された。

昭和30年代後半から日本経済は高度成長期に入るが、税制においては、国民所得倍増計画の推進等の経済政策に即して減税政策がとられた。地方税においても国税改正の影響を直接受けた減税が行われたが、地方税収の減収補てんに苦慮することとなり、昭和36年には、国税の影響を遮断して自主性を強化するために住民税の課税方式の変更が行われた。

その後昭和40年代後半から日本経済は、ドルショック、オイルショックなどにより、低成長時代に入り、地方財政は歳入の低迷と財政需要の拡大により財政危機に陥っていった。

こうした中にあって、都においては、大都市特有の膨大な財政需要に対処するため、昭和49年に法人事業税の超過課税を、翌昭和50年に法人都民税法人税割の超過課税を、中小法人の税負担に配慮しつつ、実施した。

昭和50年代後半に入ると、増税なき財政再建の理念の下で、行政改革、一般歳出抑制とともに税制の見直しが行われた。

昭和60年代も引き続き厳しい財政状況の中で始まり、直接税・間接税を通じた税制全般にわたる抜本的な改革が重要な検討課題とされていたが、昭和63年12月に税制改革法及び関連5法が公布され、税制の抜本的な改革が行われた。地方税についての改正の概要は、以下のとおりである。

- (1) 個人の住民税の税率構造の累進緩和・簡素化
- (2) 消費税の導入による既存間接税の整理
 - ア たばこ消費税を従量税方式に一本化し、名称をたばこ税に変更
 - イ 娯楽施設利用税の課税対象施設をゴルフ場に限定した上で標準税率を引き下げ、名称 をゴルフ場利用税に変更
 - ウ 料理飲食等消費税の標準税率を引き下げた上で免税点を引き上げ、名称を特別地方消費税に変更
 - エ 電気税・ガス税及び木材引取税を廃止
 - オ 消費譲与税を創設

なお、都においては、昭和55年及び昭和60年に法人都民税の超過課税を5年間継続することとしたが、昭和63年には、法人事業税の超過税率の2分の1縮減、法人都民税・法人事業税の不均一課税の適用基準の引上げ及び小規模住宅用地に係る都市計画税の2分の1軽減を実施した。

2 平成・令和時代のあゆみ

平成の時代は、国家財政、地方財政とも膨大な公債・借入金を抱えるなど依然として厳しい状況の中で始まり、前述した消費税の創設を柱とするシャウプ勧告以来の抜本的税制改革が平成元年4月から実施された。

平成6年度の税制改革では、活力ある豊かな福祉社会の実現を目指す視点から、住民税の恒久 減税が実施されるとともに、消費譲与税に代えて消費に広く負担を求める地方消費税が創設され、 平成9年4月1日から実施された。

一方、首都圏を中心とした地価高騰が社会経済情勢に大きな影響を及ぼしたことから、土地対策が喫緊の課題となり、平成3年度には、総合的な土地対策の一環として、土地税制の大幅な強化が行われた。

平成6年度には公的土地評価の均衡化・適正化を図るため、地価公示価格の7割程度を目途に 固定資産税の土地の評価替えが実施された。これに伴って税負担に急激な変化が生じないよう総 合的な調整措置が講じられたが、地価の下落が続く中での負担の上昇は、容易には納税者の理解 を得られなかった。このため、平成9年度税制改正では、負担水準の均衡化を図る見地から、新 たな負担調整措置が講じられるとともに、据置年度においても地価下落に対応した簡易な方法に よる価格の修正措置が導入された。

また、地方分権の流れの中で、平成12年度には地方分権一括法に伴う地方税法の改正により、 法定外目的税が創設されるとともに、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められた。 平成15年度の税制改正では、地方税収の安定化とともに負担の公平等の観点から、法人事業税に 外形標準課税が導入された。平成17年度の税制改正においては、法人事業税の分割基準の見直し が行われたが、これは、いわゆる三位一体の改革における税源移譲に伴い、東京から財源を吸い 上げるための不合理な見直しであった。そして平成18年度税制改正において、所得税から個人住 民税への3兆円規模の税源移譲がなされ、平成19年度から実施されることとなった。平成20年度 税制改正においては、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、 法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税(国税)及び地方法人特別譲与税が創設された。

平成24年8月には、社会保障の安定財源の確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、税制抜本改革法において、消費税及び地方消費税の税率を段階的に引き上げることとされ、平成26年4月に税率が8%に引き上げられた。平成26年度税制改正においては、地方法人特別税の一部が法人事業税に復元されるとともに、地域間の税源の偏在性是正を名目として、法人住民税法人税割の税率が引き下げられ、その引下げ相当分について、税収全額を地方交付税の原資とする地方法人税(国税)が創設された。さらに、平成28年度税制改正では、消費税及び地方消費税の税率10%への引上げ時に、地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税に復元する一方で法人住民税一部国税化の拡大等の偏在是正措置を講じることとされた。平成30年度税制改正では、地方消費税の清算基準について、税収を最終消費地に帰属させるという制度本来の趣旨を歪める不合理な見直しが行われた。そして、令和元年度税制改正では、都市と地方の財政力格差の拡大等を理由に、消費税及び地方消費税の税率10%への引上げ時に復元される法人事業税の一部を再び国税化し都道府県に配分する新たな措置として、特別法人事業税(国税)及び特別法人事業譲与税が創設された。

令和2年4月には、新型コロナウイルス感染症に伴う影響を緩和するため、緊急経済対策における税制上の措置として、徴収猶予制度の特例や固定資産税等に係る軽減措置が講じられた。ま

た、令和3年度税制改正においては、コロナ禍における納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地に係る固定資産税等を前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられた。令和4年度税制改正では、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を半減する措置が講じられた。

平成20年度から令和5年度までの地方税に関する主な改正の概要は、以下のとおりである。

- 平成20年度 法人事業税の一部分離による地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の創設、個人住民税における寄附金税制の抜本的な拡充(「ふるさと納税」の創設等)、固定資産税における認定長期優良住宅に係る減額措置の創設
- 平成21年度 個人住民税における住宅ローン控除の創設、固定資産税及び都市計画税の住宅用 地等に係る条例減額制度の創設、道路特定財源の一般財源化、自動車取得税の時 限的軽減措置の創設
- 平成22年度 個人住民税における扶養控除の見直し
- 平成23年度 道府県たばこ税から市町村たばこ税への税源移譲、個人住民税における退職所得の10%税額控除の廃止、認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金(条例個別指定)に係る税額控除の創設及び寄附金税額控除の適用下限額の引下げ、その他東日本大震災への税制上の対応による改正
- 平成24年度 個人住民税における一定の給与収入を超える場合の給与所得控除額について上限 の設定
- 平成25年度 上場株式等の配当等及び譲渡益に係る税率の特例措置の廃止、法人に係る道府県 民税利子割の廃止、延滞金及び還付加算金の割合の見直し
- 平成26年度 個人住民税における給与所得控除の上限額の見直し、地方法人特別税・譲与税の 規模縮小及び法人事業税への復元、法人住民税の一部国税化、自動車取得税の税 率の引下げ
- 平成27年度 法人事業税所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大、個人住民税の寄附金税 額控除に係る特例控除額の上限の引上げ、自動車取得税の時限的軽減措置の延長、 地方たばこ税の旧3級品の製造たばこに係る特例税率の廃止
- 平成28年度 法人事業税所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大、消費税及び地方消費税の税率10%への引上げ時における法人住民税の一部国税化の拡大並びに地方法人特別税・譲与税の廃止及び法人事業税への復元、同引上げ時における自動車取得税の廃止及び自動車税環境性能割の創設、一定の機械及び装置に係る固定資産税の特例措置の創設
- 平成29年度 個人住民税における配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し、居住用超高層建築物に係る新たな固定資産税の税額算定方法の導入、自動車取得税の時限的軽減措置及び自動車税におけるグリーン化特例の延長、地方消費税の清算基準の見直し
- 平成30年度 地方消費税の清算基準の見直し、個人住民税における基礎控除の見直し、一定の 機械及び装置等に係る固定資産税の特例措置の創設、地方たばこ税の見直し
- 令和元年度 法人事業税の税率見直し並びに特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の創設、

個人住民税における「ふるさと納税」の見直し、自動車税の恒久減税

令和2年度 電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し、個人住民税における寡婦 (夫)控除の見直し

【感染症緊急経済対策における税制上の措置】徴収猶予制度に係る特例措置、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

- 令和3年度 負担調整措置等により税額が増加する土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額の据置き、自動車税環境性能割の税率区分の見直し、自動車税種別割におけるグリーン化特例の見直し
- 令和4年度 商業地等に係る固定資産税・都市計画税の負担調整措置における課税標準額の上 昇幅の半減、ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し、個人住民税にお ける住宅ローン控除の見直し及び延長
- 令和5年度 自動車税環境性能割の税率区分の段階的な引上げ、自動車税種別割におけるグリーン化特例の延長・見直し、NISA制度の拡充・恒久化、中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する一定の機械及び装置等に係る固定資産税の特例措置の創設

以上のような地方税制の改正のほか、都では独自の税制措置を行っている。その概要は以下のとおりである。

平成2年、平成7年、平成12年、平成17年、平成22年、平成27年及び令和2年には、都が行っている法人の都民税法人税割の超過課税の適用期限を5年間延長した。

また、平成3年及び平成6年には、小規模住宅用地に係る都市計画税の2分の1軽減措置を3年間延長し、平成9年以降は1年間ずつ延長している。

平成4年には、法定外普通税として課税していた商品切手発行税を平成5年度から廃止することとした。

平成9年には、固定資産税及び都市計画税の納期の変更及び前納報奨金の廃止を平成10年度から実施することとした。

平成11年には、「自動車税のグリーン化」に伴う自動車税の超過不均一課税制度を国に先がけて創設し、軽課は平成12年度から、重課は平成13年度から実施した(軽課は平成14年度新車新規登録分から、重課は平成26年度から廃止)。

平成12年には、銀行業等に対する法人事業税の外形標準課税を導入した。また、新築住宅に係る固定資産税及び都市計画税の減免制度を創設した(平成21年1月1日新築分をもって廃止)。

平成14年には、法定外目的税として、宿泊税を創設した。また、小規模非住宅用地に係る固定 資産税及び都市計画税の減免制度を創設し、平成16年以降1年間ずつ延長している。

平成17年には、平成16年度税制改正において創設された、商業地等に係る固定資産税及び都市計画税の条例減額制度を活用し、負担水準が65%を超える商業地等について、65%の水準まで固定資産税及び都市計画税の税額を軽減することとし、平成18年以降1年間ずつ延長している。

平成20年には、耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税及び都市計画 税の減免制度を創設し、平成21年から実施することとした。

平成21年には、中小企業者向け省エネ促進税制(法人事業税・個人事業税の減免)及び次世代

自動車の導入促進税制(自動車税・自動車取得税の課税免除、現在はZEV導入促進税制)を創設した。

また、平成21年度税制改正において創設された、住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税の条例減額制度を活用し、平成21年度から23年度までの固定資産税額及び都市計画税額が前年度税額の1.1倍を超える住宅用地等について、当該超える額を減額することとし、平成24年以降3年間ずつ延長している。平成25年には、不燃化のための建替え及び老朽住宅の除却促進を支援する税制(固定資産税・都市計画税の減免)を創設した。

平成29年には、民有地を活用した保育所等整備促進税制(固定資産税・都市計画税の減免)を 創設した。

平成30年には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、令和2年7月から9月までの3か月の間に行われた宿泊に対する宿泊税を課税停止することとした(本大会の延期に伴い、課税停止の期間を令和3年9月まで延長)。

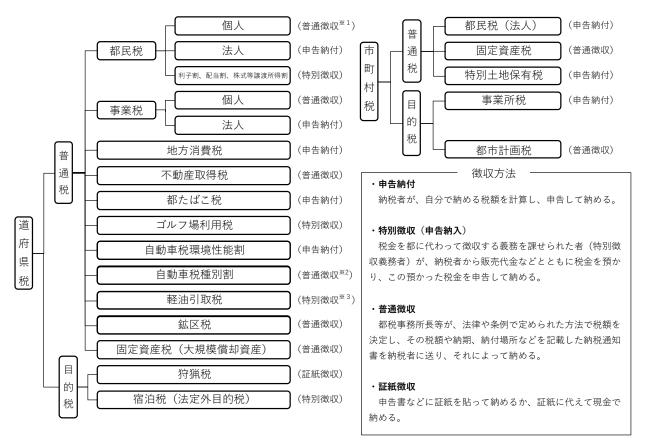
令和4年には、太陽光パネル付きゼロエミ住宅導入促進税制(不動産取得税の減免)を創設した。

第2節 都税の種類とあらまし

1 都税の種類と特徴

現在、都税の種類は以下のとおりとなっている。

なお、図中の市町村税については、特例により23区内では都税として扱っている。



- (注) 1 2以上の徴収方法を採る税目は、原則的な徴収方法を記載した。図中に記載がない徴収方法は、 以下のとおり。
 - ※1 → 一部特別徴収 ※2 → 一部証紙徴収 ※3 → 一部申告納付又は普通徴収
 - 2 宿泊税は、都が独自に課税する法定外目的税であり、平成14年10月1日から実施している。
 - 3 特別土地保有税は、平成15年度以降、新たな課税を停止している。

2 個人の都民税

個人の都民税は、都内に住所、事務所、事業所又は家屋敷を有する個人に課される税であり、 都が行う都民の日常生活のための身近な行政サービスに必要な経費に充てるため負担を求めるも のである。

この税は、前年中の所得に応じて課税される「所得割」と、定額で課税される「均等割」とから成る。

また、所得税が源泉徴収された退職所得については、他の所得とは区分して「分離課税」される。

所得割の課税標準は所得金額とし、その計算方法は所得税と同様に行い、前年中の所得を総所 得金額、退職所得金額等に区分し、各種の所得控除を行って算出することとされている。

均等割の税額は、都民税1,000円・区市町村民税3,000円である(平成26年度から令和5年度ま

での間、地方自治体の防災対策に充てるため、それぞれ500円が加算されていた。令和6年度以降は、国税である森林環境税が個人住民税均等割とあわせて1,000円課税されている。)。

徴収は、給与所得者又は年金所得者については、事業主又は年金保険者が給与又は年金を支払う際に特別徴収し、個人事業主や自由業を営む者などは、納税通知書により普通徴収する(分離課税される退職所得については、退職金等の支払時に一括して特別徴収するものとされている。)。

また、生活保護法による生活扶助を受けている者等に対する非課税、減免の措置が設けられている。

その他に、寄附金控除として、都道府県が条例で指定した団体に対して寄附を行った場合における税額控除の仕組みが平成21年度から設けられている。

なお、この税は、都が直接賦課徴収するものではなく、区市町村において、区市町村民税と併せて賦課徴収されている。

森林環境税 (国税)

森林環境税は、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、個人住 民税均等割と併せて1人年額1,000円が賦課徴収される。 その税収の全額が、国によって森林 環境譲与税として都道府県・区市町村へ譲与される。なお、森林環境譲与税は令和元年度から譲 与が開始している。

この税は国税であるが、その賦課徴収は区市町村が行う。その徴収金は区市町村から都道府県へ払い込まれ、都道府県は、とりまとめて国に払い込む。

3 法人の都民税

法人の都民税は、都内に事務所、事業所又は寮等を有する法人等に対して課される税であり、 法人税額を課税標準とする「法人税割」と所得の有無にかかわりなく課される「均等割」とから 成っている。

一般には「法人住民税」といわれるもので、23区内においては、道府県民税相当分と市町村民 税相当分とを併せて一つの都民税とみなす、都の特例が設けられている。

この税は、都内で事業活動を行っている法人等も個人と同様に都や区・市町村から行政サービスを受けることから、その行政サービスに必要な経費に充てるため法人等に負担を求めるものである。

都においては、昭和50年10月1日以後終了する事業年度から法人税割について超過課税を実施しているが、中小法人の担税力を考慮して不均一課税の措置をとり、応分の負担を求めることとしている

なお、平成26年度の税制改正において、地方法人税(国税)が創設されたことに伴い、平成26年10月1日以後開始する事業年度より、法人住民税法人税割の税率が引き下げられた。

また、平成28年度の税制改正において、令和元年10月1日以後開始する事業年度より、地方法人税の税率が引き上げられるとともに、法人住民税法人税割の税率が、再度引き下げられることとなった。

地方法人税 (国税)

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的として平成26年度税制改 正で創設されたもので、法人税の納税義務者である法人に課される税である。

4 都民税利子割

都民税利子割は、住民税における利子課税制度の改正に伴い、昭和63年4月に道府県税として 創設された。

利子割は、利子等の支払を受ける個人に課される。他の所得とは分離して課税する一律分離課税方式が採用されており、金融機関等(特別徴収義務者)の営業所等が利子等を支払う際に、利子等の額に対し5%の税率(所得税・復興特別所得税15.315%と合わせて課税される。)で徴収し、その営業所等の所在する都道府県へ、翌月10日までに申告納入するものである。

なお、平成28年1月1日施行の税制改正において、同日以後に支払を受けるべき利子等については、法人が課税対象から除外された。また、特定公社債等の利子等については、利子割の課税対象から除外され、配当割の課税対象となった。

利子割は基本的には都道府県及び区市町村の共通の税源であるため、都道府県が徴収し、その 一部を利子割交付金として区市町村に交付することとされている。

都においては、納税地指定をしたことにより中央都税事務所で利子割に関する賦課徴収を取り扱っている。

5 都民税配当割

都民税配当割は、住民税における配当課税制度の改正に伴い、平成16年1月に道府県税として 創設された。

配当割は、特定配当等の支払を受ける個人に課される。特定配当等の支払者である上場企業、金融機関等(特別徴収義務者)がその支払に際し、特定配当等の額に対し5%の税率(所得税・復興特別所得税15.315%と併せて課税される。)で徴収し、配当等を受ける個人の住所の所在する都道府県へ、翌月10日までに申告納入するものである。なお、特定配当等とは、一定の上場株式等の配当等をいうが、平成28年1月1日からは割引債の償還による差益金額(特定口座内のものは除く。)も特定配当等に加わった。さらに、同日から、上場株式等の配当等には特定公社債等の利子等が含まれることとなった。

また、平成22年1月1日より、源泉徴収選択口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)に受け入れた上場株式等の配当等について特例が設けられている。この特例による都民税配当割は、源泉徴収選択口座を通じて上場株式等の配当等の交付を受ける日が属する年の1月1日現在、都内に住所を有する個人に課され、源泉徴収選択口座内配当等の支払を取り扱う証券会社等(特別徴収義務者)が、源泉徴収選択口座を開設した個人の住所の所在する都道府県へ、1年間分をまとめて翌年1月10日までに申告納入するものである。

なお、平成26年1月1日以後、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当等(特定公社債等の利子等は除く。)は非課税(一般NISA)となり、平成30年1月1日からは、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当等の非課税と選択のもと、一定の投資信託に係る配当等も、非課税(つみたてNISA)が適用可能となった。平成28年4月1日から始まった未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当等(特定公社債等の利子等は除く。)の非課税措置は、令和2年度税制

改正により令和5年末で終了することとされた。さらに、令和6年1月1日からは「一般NISA」「つみたてNISA」が「成長投資枠」「つみたて投資枠」として併用可になったほか、年間投資枠の拡大等、NISA制度の抜本的拡充・恒久化が行われた。

配当割は、都道府県及び区市町村の共通の税源であるため、都道府県が徴収し、その一部を配 当割交付金として区市町村に交付することとされている。

都においては、納税地指定をしたことにより中央都税事務所で配当割に関する賦課徴収を取り扱っている。

6 都民税株式等譲渡所得割

都民税株式等譲渡所得割は、住民税における株式譲渡益課税制度の改正に伴い、平成16年1月 に道府県税として創設された。

株式等譲渡所得割は、源泉徴収選択口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内における上場株式等の譲渡に係る対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在、都内に住所を有する個人に課される。源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡による所得等の支払をする証券会社等(特別徴収義務者)が、その支払の際に、上場株式等の譲渡所得金額に対し5%の税率(所得税・復興特別所得税15.315%と併せて課税される。)で徴収し、源泉徴収選択口座を開設した個人の住所の所在する都道府県へ、翌年1月10日までに申告納入するものである。

なお、平成28年1月1日から、上場株式等に特定公社債等が含まれることとなった。

また、平成26年1月1日以後、非課税口座内の少額上場株式等(特定公社債等は除く。)に係る譲渡益は非課税(一般NISA)となり、平成30年1月1日からは、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡益の非課税と選択のもと、一定の投資信託等に係る譲渡益も非課税(つみたてNISA)が適用可能となった。平成28年4月1日から始まった未成年者口座内の少額上場株式等(特定公社債等は除く。)に係る譲渡益の非課税措置は、令和2年度税制改正により令和5年末で終了することとされた。さらに、令和6年1月1日からは「一般NISA」「つみたてNISA」が「成長投資枠」「つみたて投資枠」として併用可になったほか、年間投資枠の拡大等、NISA制度の抜本的拡充・恒久化が行われた。

株式等譲渡所得割は、都道府県及び区市町村の共通の税源であるため、都道府県が徴収し、その一部を株式等譲渡所得割交付金として区市町村に交付することとされている。

都においては、納税地指定をしたことにより中央都税事務所で株式等譲渡所得割に関する賦課 徴収を取り扱っている。

7 個人の事業税

個人の事業税は、都内に事務所又は事業所を設け、地方税法等で定められた事業(法定業種)を営む個人に課される税である。

この税は、これらの事業と都の提供する各種の行政サービスとが応益関係にあることに着目し、 その経費に充てるため負担を求めるものである。

この税の特色は、第一に、法律で定められた業種(70業種)に限って課税の対象とされていることである。第二に、事業主控除の制度を設けていることである。これは、個人事業主の税負担軽減を図るための基礎控除的性格と給与相当分の概算控除的性格とを併せ持ったもので、経済情勢の推移に伴って過去数次にわたって控除額の引上げが行われてきており、平成11年度に270万

円から290万円とされた。第三に、所得税、住民税の申告をすることによって事業税の申告があったとみなされることである。これは重複して申告を求めることを避けるための制度である。

課税標準は、原則として前年中の事業所得、不動産所得の金額を基礎として算定する。徴収は、 一般的には8月と11月の年2回に分けて普通徴収の方法により行われる。

8 法人の事業税

法人の事業税は、株式会社等の法人が行う事業、公益法人や人格のない社団等が行う収益事業 に対して、事務所又は事業所の所在する各都道府県において課される税である。

法人の事業活動自体に担税力が内在していることに着目する一方、都道府県の提供する行政サービスを享受する対価として、行政サービスに必要な経費に充てるため法人等に負担を求めるものである。

課税標準は、電気供給業、ガス供給業(一定のものを除く。)、保険業及び貿易保険業を行う 法人については収入金額等であり、その他の法人については所得であるが、このうち資本金の額 又は出資金の額が1億円を超える法人については、所得、付加価値額及び資本金等の額を課税標 準とする外形標準課税制度が適用される。

法人の事業税は、各都道府県の税収入のうち大きな割合を占める財源であるが、景気の変動に 最も敏感な反応を示すため、税収入の確保上、不安定な一面を有しており、地方自治体の財政運 営上の課題を抱えてきた。

こうしたことから、平成15年度の税制改正において、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人を対象に平成16年4月1日以後開始する事業年度から、課税標準に占める外形基準(付加価値割と資本割)の割合を4分の1とする外形標準課税制度が導入された。

なお、平成27年度及び平成28年度の税制改正において、課税標準に占める外形基準の割合は、 平成27年度は8分の3に、平成28年度以降は8分の5に拡大された。

都では、法人の事業税について昭和49年4月1日以後開始する事業年度から超過課税を実施しているが、中小法人の担税力を考慮して不均一課税の措置をとり、応分の負担を求めることとしている。

平成20年度の税制改正では、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定的な措置として、地方法人特別税(国税)及び地方法人特別譲与税が創設されたことに伴い、平成20年10月1日以後開始する各事業年度に係る法人の事業税の税率が引き下げられた。

平成26年度の税制改正では、平成26年10月1日以後開始する事業年度から、法人の事業税の税率が引き上げられ、地方法人特別税の概ね3分の1が法人の事業税に復元された。

平成28年度の税制改正では、令和元年10月1日以後開始する事業年度より、地方法人特別税及 び地方法人特別譲与税が廃止され、法人の事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度が 創設されることとなった。

令和元年度の税制改正では、令和元年10月1日以後開始する事業年度から、法人事業税の一部を分離して特別法人事業税(国税)及び特別法人事業譲与税が創設されることとなった。

地方法人特別税 (国税)

地方法人特別税は、法人の事業税の納税義務者である法人に課される税であり、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定措置として、平成20年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度に適用された。

この税は、国が課税権を有する国税であるが、その賦課徴収は、都道府県が当該都道府県の法 人の事業税の賦課徴収と併せて行い、その後、都道府県から国に払い込み、国が地方法人特別譲 与税として都道府県に配分する仕組みとなっている。

課税標準は、基準法人所得割額又は基準法人収入割額(標準税率によって計算した法人の事業税の所得割額又は収入割額)である。

特別法人事業税 (国税)

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税が創設された。

特別法人事業税は、法人の事業税の納税義務者である法人に課される税であり、令和元年10月 1日以後に開始する事業年度から適用されている。

この税は、国が課税権を有する国税であるが、その賦課徴収は、都道府県が当該都道府県の法 人の事業税の賦課徴収と併せて行い、その後、都道府県から国に払い込み、国が特別法人事業譲 与税として都道府県に配分する仕組みとなっている。

課税標準は、基準法人所得割額又は基準法人収入割額(標準税率によって計算した法人の事業税の所得割額又は収入割額)である。

9 地方消費税

地方消費税は、消費税の引上げに伴い、平成9年4月に道府県税として創設された。

この税は、国税である消費税と同様、広く「消費」に負担を求め、各流通段階で事業者に課税する一方、前段階税額控除の仕組みをとることによりその税負担を最終消費者に求める多段階の消費課税である。また、国内取引に課されるものを「譲渡割」、輸入取引に課されるものを「貨物割」という。

課税標準は前段階税額控除後の消費税額であり、税率はその78分の22である。

消費税率に換算すると、地方消費税率は2.2%に相当する(消費者の実質的税率負担は地方消費税と消費税7.8%で合計10%となる。)。また、酒類・外食等を除く飲食料品などを対象に、軽減税率8%(地方消費税1.76%と消費税6.24%)が適用されている。

賦課徴収は、(譲渡割については、当分の間)国において消費税と併せて行うこととされている。その後国から都道府県に払い込まれ、更に各地方団体の消費に相当する額に応じて都道府県間で清算する仕組みとなっている。

都においては、平成9年度から特別会計として地方消費税清算会計を設置し、課税部において 調定・清算事務を行っている。

10 不動産取得税

不動産取得税は、昭和29年に道府県税として創設された。

この税は、不動産(土地及び家屋)を取得したとき、その取得者に課せられる税で、流通税の 一種としての性格を有する税である。

「不動産の取得」とは、不動産の所有権を取得することをいい、①有償、無償の別、②売買、交換、贈与、建築等の取得原因、③その不動産を使用、収益、処分することにより得られるであるう利益の有無、④その所有権の取得が形式的なものであるか実質的なものであるかを問わず、不動産の所有権を取得した事実をいうものである。

不動産取得税の徴収は普通徴収の方法によるもので、納期は納税通知書に定めるところによるものとされている。そして、不動産取得税の課税標準は、不動産を取得した時における不動産の価格であり、標準税率は4%である(平成18年4月1日から令和9年3月31日までの住宅及び土地の取得については標準税率を3%とする特例措置が講じられている。)。

この税には、取得した不動産の用途における公共性、相続など所有権移転の形式性等に着目した非課税措置のほか、政策税制として住宅や住宅用土地の取得をはじめとする不動産の取得について、一定の要件のもとに税の軽減措置が設けられている。

また、平成8年1月1日から令和9年3月31日までに取得した宅地評価土地については、価格に2分の1を乗じて課税標準を算出する特例措置が講じられている。

11 都たばこ税

都たばこ税は、地方自治体の財源を強化するため、昭和29年4月に市町村たばこ税とともに創設された。その後、昭和60年4月に専売制度が廃止されたことに伴い、制度がほぼ全面的に改正された。

この税は、製造たばこの消費という行為に担税力を見いだして課税される消費税であって、製造たばこの流通過程における最終卸売段階で課税することを基本的な課税方式としており、その税負担が小売定価に含められて最終消費者に転嫁することが予定されている。

課税対象は、原則として、製造者、特定販売業者(製造たばこの輸入業者)又は卸売販売業者が、都内に営業所を有する小売販売業者に売渡しを行う製造たばこである。

この税は、従量税とされており、売渡し等に係る製造たばこの本数を課税標準とするものである。

税率は、1,000本につき1,070円(国・地方税合わせて15,244円)となる(令和6年4月1日現在)。

納税は、製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が毎月分を翌月末日までに申告納付することとされている。

また、この税は、内国消費税であること、二重課税を避ける必要があることなどの理由により輸出等の場合の課税免除制度及び売り渡した製造たばこが返還された場合の返還控除制度が設けられている。

都においては、納税地指定をしたことにより港都税事務所で都たばこ税に関する賦課徴収を取り扱っている。

なお、平成27年度税制改正により、紙巻たばこ3級品に係る税率は、平成28年4月から令和元年10月にかけて段階的に引き上げられ、令和元年10月には、紙巻たばこ3級品以外の税率と同一

になった。また、平成30年度税制改正により、製造たばこの税率も平成30年10月から令和3年10月にかけて段階的に引き上げられた。これらに伴い、平成30年4月及び令和元年10月に紙巻きたばこ3級品について、平成30年10月、令和2年10月及び令和3年10月に製造たばこについて手持品課税が実施された。

12 ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税は、従前の娯楽施設利用税が改められ、課税対象施設をゴルフ場に限定して課税することとされたものであり、平成元年4月から施行された。

この税は、ゴルフ場の利用者の支出行為に担税力が認められること等から課税されているものである。

税率は、標準税率が定められているが、ゴルフ場のホール数・利用料金に応じ、等級を設け段 階税率を定めている。また、徴収は、特別徴収の方法によることとしている。

また、18歳未満の者、70歳以上の者、障害者、国民スポーツ大会のゴルフ競技(公式練習を含む。)に参加する選手、国際競技大会のゴルフ競技(公式練習を含む。)に参加する選手がゴルフ場を利用する場合や、学生、生徒等が学校の教育活動として利用する場合は、非課税とされている。

13 自動車税環境性能割

自動車税環境性能割は、自動車(特殊自動車及び二輪車を除く。)に対し、その自動車を取得した者(割賦販売等で売主が所有権を留保している場合は、買主)に課される税である。自動車税環境性能割は、自動車がもたらす CO_2 排出、道路の損傷、交通事故、公害、騒音等の様々な社会的費用にかかる行政需要に着目した原因者負担金的性格を有しており、自動車の環境性能に応じて税率を決定する仕組みとして設計されている。

税率は燃費基準値達成度に応じて決定し、新車・中古車を問わず、非課税・1%・2%及び3%の4段階を基本とする(営業車の税率は2%が上限)。また、水素を燃料とする燃料電池自動車、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車は、地方税法の規定により新車・中古車を問わず非課税となる。

納税は、自動車の登録の際に、自動車税事務所に申告納付することにより行われる。

なお、障害者の方のために専ら使用する自動車については、一定の要件を満たす場合に減免措 置が設けられている。

また、軽自動車税環境性能割については市町村税であるが、当分の間、都が賦課徴収することとしている。

14 自動車税種別割

自動車税種別割は、財産税、道路損傷負担金及び環境損傷負担金としての性格を有している普 通税である。

課税の対象となる自動車は、道路運送車両法の適用を受ける自動車(軽自動車、特殊自動車及び二輪車を除く。)であり、主たる定置場所在の都道府県において、所有者(割賦販売等で売主が所有権を留保している場合は、買主)に課される税である。

税率は、営業用・自家用の用途で区分され、それぞれ車種により排気量、積載量、乗車定員等

で定められている。

自動車税種別割の賦課期日は4月1日であり、納期は条例で5月中と定められ、納税通知書によって通知される。徴収の方法は、普通徴収である。また、納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで月割をもって課される。

賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した月の翌月から月割で計算した税額を、 証紙徴収の方法によって徴収する。

なお、公益のため直接専用する自動車、障害者の方のために専ら使用する自動車及び中古自動車販売業者の所有する自動車のうち、商品として所有している自動車については、一定の要件を満たす場合に減免措置が設けられている。

また、令和4年4月1日から令和8年3月31日までに初回新規登録を受けた環境負荷の小さい自動車について、登録の翌年度に限り概ね75%又は50%の軽減措置が設けられている(50%の軽減措置については令和4年4月1日から令和7年3月31日までに初回新規登録を受けた一定の自動車が対象)。一方、初回新規登録後13年を経過したガソリン又はLPG自動車及び初回新規登録後11年を経過したディーゼル自動車については、概ね15%(バス及びトラックについては概ね10%)の重課措置が設けられている。

上記の制度とは別に、ZEV(ゼロエミッション・ビークル)の導入を促進するため都独自の制度として、平成21年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた水素を燃料とする燃料電池自動車、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、初回新規登録時の自動車税種別割(証紙徴収)及び翌年度から5年度分の自動車税種別割(普通徴収)を課税免除としている(ZEV導入促進税制)。

15 鉱区税

鉱区税は、石灰石、マンガンなどの鉱区の鉱業権を所有する者に課される税であり、鉱区の面積や河床の長さを課税標準としている。

鉱区税の賦課期日は4月1日であり、納期は5月中とされている。徴収は、普通徴収の方法により行われる。

16 狩猟税

狩猟税は、鳥獣の保護と狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるために、都道府県知事から狩猟者登録を受ける者に課される目的税である。平成16年4月に、従前の狩猟者登録税と入猟税を統合して創設された。

この税は、狩猟者登録事務を取り扱う環境局自然環境部の所在地を管轄する新宿都税事務所並 びに多摩環境事務所の所在地を管轄する立川都税事務所並びに大島、三宅、八丈及び小笠原の各 支庁で課税、徴収している。

徴収は、証紙徴収の方法により行われる。

なお、平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間、有害鳥獣捕獲従事者の確保を目的として、軽減措置が講じられている。

17 軽油引取税

軽油引取税は、都道府県及び政令指定都市の道路に関する費用に充てる目的で、昭和31年に目的税として創設された。これは、軽油がバスやトラックなどのディーゼルエンジン用燃料として使用されているため、ガソリンに揮発油税が課されていることとの均衡から設けられたものである。その後、平成21年度税制改正により、目的税から普通税となった。

この税は、軽油の流通過程において特約業者等からの軽油の引取数量を課税標準として課税される流通税的側面を持つ一方、税相当額が製品価格に上乗せされ最終的には消費者が負担することを予定している点では消費税的側面を併せ持っている。

税率は1キロリットルにつき32,100円(特例税率)である。平成22年度税制改正により、ガソリン価格が高騰した場合に、特例税率の適用が停止されることとなった。具体的には、レギュラーガソリンの平均小売価格が3か月連続して1リットルにつき160円を上回る場合には、特例税率の適用が停止され、税率は1キロリットルにつき15,000円(本則税率)となる。その後、レギュラーガソリンの平均小売価格が3か月連続で1リットルにつき130円を下回る場合には、特例税率の停止措置を解除して、税率は1キロリットルにつき32,100円となる。なお、当該規定は、平成23年度税制改正により、別に法律で定める日までの間適用が停止されている。

納税は、総務大臣の指定を受けた元売業者や都道府県知事の指定を受けた特約業者が特別徴収 義務者となって毎月分を翌月末日までに申告納入するほか、元売業者及び特約業者以外の者が軽 油を輸入する場合は、その輸入の時までに申告納付する。また、軽油と軽油以外の炭化水素油を 混和し、又は軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造した軽油を販売した 者、軽油又は揮発油以外の炭化水素油を自動車の燃料として販売した者や消費した者等が申告納 付する。

この税の創設時には、道路目的税としての側面から、自動車用以外の軽油の引取りについても原則課税としつつ、特に政策的配慮の観点から適当と認められる特定の用途(船舶の動力源等)に供する軽油の引取りについては、限定列挙により課税免除を認めていた。しかし、普通税となったことに伴い、エチレン等石油化学製品を製造するための原料の用途に供する軽油の引取りについては、課税を免除することを地方税法で定める一方、船舶の動力源等に供する軽油の引取りにかかる課税免除については、地方税法附則で規定することとし、令和9年3月末までの時限措置となっている。

18 固定資産税

固定資産税は、昭和25年に市町村の普通税として創設されたが、それ以前は、地租、家屋税、 船舶税等の名称で課されてきたものである。

税法上の固定資産とは、

土 地 …… 田、畑、宅地、池沼、山林等

家 屋 ……… 住家、店舗、工場、倉庫等

償却資産 ……… 構築物、機械装置、工具、器具備品等の事業用資産

から構成されている。

この税は、23区内では特例により都税として、また、多摩地域や島しょ地域では市町村税として課されており、それぞれの固定資産の有する価値に着目して課される財産税的性格を有し、さらに、その資産の使用と市町村が設置管理する諸施設との間に相関性があることから応益原則に

立った税である。

固定資産税の課税の対象である土地と家屋は全地域に存在しており、その変動も比較的少ないので、市町村にとっては安定性のある有力な財源である。都においては、都税収入の22.4%を占める重要な税である。

固定資産税の納税義務者は、毎年1月1日現在の固定資産課税台帳上の所有者であり、原則として価格を課税標準額としている。価格の決定は、固定資産評価員が作成した「固定資産評価調書」に基づいて、毎年3月31日までに都知事が行う。

土地及び家屋において、令和6年度は、3年に1度の評価替えを行う年(基準年度)に当たり、第2年度(令和7年度)・第3年度(令和8年度)は、原則として基準年度(令和6年度)の価格が据え置かれる。ただし、第2年度又は第3年度において新たに課することとなる土地及び家屋、地目の変換・家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情等により基準年度又は第2年度の価格により難い土地及び家屋にあっては、当該土地及び家屋に類似する土地及び家屋の基準年度の価格に比準する価格で評価し、これに基づいて価格を決定しなければならない。

なお、令和6年度の土地の評価については、基準年度(令和6年度)の価格調査基準日である 令和5年1月1日から令和5年7月1日までの間に地価が下落したと認められる場合には、価格 を修正できることとなっているが、地価動向を調査した結果、下落地点が存在しなかったため、 価格の修正を行わなかった。

償却資産においては、申告に基づき毎年度評価し、その価格を決定する。

平成15年度からは、地方税法の改正により、納税者については、価格の比較ができるように、 同一区内に所在する土地及び家屋について価格等の縦覧ができるようになった。また、固定資産 課税台帳の閲覧、課税明細書の交付について法定化された。

平成18年度税制改正において、課税の公平性の観点から、宅地の負担水準のばらつきを早期に解消するための負担調整措置が講じられている。住宅用地については、平成24年度税制改正において課税標準額を前年度のものに据え置く特例が廃止された。なお、負担水準90%以上100%未満の住宅用地について、平成25年度までは経過措置として特例が継続されていたが、平成26年度で終了した。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り 巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度評価 替えを起因とする税額の上昇を抑えるため、前年度と比較して価格が上昇する場合、前年度課税 標準額に据え置く措置が講じられた。

令和4年度においては、景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から商業地等(負担水準が60%未満の土地に限る。)の令和4年度の課税標準額は、令和3年度の課税標準額に令和4年度評価額の2.5%を加算した額とする措置が講じられたが、当該年度のみの適用をもって終了した。

この税には、固定資産の用途における公共性、公益性に着目した非課税措置及び政策税制としての住宅用地等に係る課税標準の特例措置等が講じられている。

また、都独自の措置として、次の軽減制度を実施している。

○ 住宅の耐震化に寄与し、災害に強い東京を実現するため、「昭和57年1月1日以前から所在する家屋のうち、耐震化のための建替え又は改修を行った住宅」又は「昭和57年1月2日から平成13年1月1日までの間に新築された一定の木造住宅のうち、耐震化のための改修を行った

住宅」で、一定の要件を満たすものに対して、「建替え」の場合は最長3年度分、「改修」の場合は翌年度分(昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、通行障害既存耐震不適格建築物の場合は2年度分)の固定資産税及び都市計画税を減免している(第4章第4節第3項<防災まちづくり推進に向けた税制支援>(2)「耐震化促進税制」参照)。

- 平成14年度から、厳しい経済状況下における中小企業者等を支援するため、23区内の小規模 非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減免しており、引き続き令和6年度についても実施する。
- 平成17年度から、23区内の商業地等(非住宅の宅地等)の税負担を緩和するため、商業地等の固定資産税及び都市計画税に対し、課税限度額(負担水準)の上限を条例により、価格の70%から65%に引き下げる軽減措置を行っており、引き続き令和6年度についても実施する。
- 平成21年度の評価替えで、都心区を中心に地価が大幅に上昇したことから、これに伴う税負担の急激な上昇を抑制するため、税額が前年度の1.1倍を超える場合には、条例によりその超える額を減額する軽減措置を平成21年度から行っており、引き続き令和6年度についても実施する。なお、令和3年度分においては、令和2年度に本規定又は商業地等の課税限度額の上限を引き下げる軽減措置が適用となっている住宅用地等に対して課する固定資産税が前年度の税額を超える場合、その超える額に相当する税額を減額することとした。

19 国有資産等所在市町村交付金

国有資産等所在市町村交付金は、国有資産等所在市町村交付金法に基づき、国又は地方公共団体が所有する固定資産のうち、本来の行政事務に使わない貸付資産や空港などについて、固定資産税に相当する額を、交付金としてその固定資産が所在する市町村(23区内の場合は都)に交付するものである。

国や地方公共団体の所有する固定資産については、使用実態が私人の所有する固定資産と全く同様の場合であっても固定資産税が課されないことから、公共団体と民間との間の負担の均衡を図るという趣旨のもと設けられている制度である。この交付金は、固定資産税に代わるものとして、歳入予算上も固定資産税収入の一部として取り扱われている。

なお、市町村納付金制度(日本郵政公社有資産所在市町村納付金)は、平成19年10月の郵政公 社民営化に伴い、廃止された。

20 都市計画税

都市計画税は、昭和31年に市町村における目的税として創設された。

この税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業、又は土地区画整理法に基づいて行う土地 区画整理事業に必要な費用に充てるため、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋に対 して課されるものである。23区内では、特例により都税として、また、多摩地域(檜原村、奥多 摩町を除く。)では市町村税として課されている。

なお、23区内においては、住宅用地のうち、1戸の住宅につき200㎡以下の部分(小規模住宅 用地)に対して2分の1の負担軽減を内容とする不均一課税を昭和63年度から行っており、引き 続き令和6年度についても実施する。

また、固定資産税と同様に、平成21年度の評価替えで、都心区を中心に地価が急激に上昇した

ことから、これに伴う税負担の大幅な上昇を抑制するため、税額が前年度の1.1倍を超える場合には、条例によりその超える額を減額する軽減措置を平成21年度から行っている。

令和3年度においては、令和2年度に本規定又は商業地等の課税限度額の上限を引き下げる軽減措置が適用となっている住宅用地等に対して課する都市計画税が前年度の税額を超える場合、 その超える額に相当する税額を減額することとした。

令和4年度においては、景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から商業地等(負担水準が60%未満の土地に限る。)の令和4年度の課税標準額は、令和3年度の課税標準額に令和4年度評価額の2.5%を加算した額とする措置が講じられたが、当該年度のみの適用をもって終了した。

都市計画税に係る賦課徴収等については、概ね固定資産税の規定が準用されており、固定資産 税の課税と併せて行われている。

21 特別土地保有税

特別土地保有税は、土地政策の一環として税制面から投機的な土地の取引とそれに伴う地価の 高騰を抑制するとともに、長期安定的な宅地の供給を図ることにより土地の有効利用を促進する ことを目的として、昭和48年に市町村税として創設された(23区では特例により都税として課さ れている。)。

この税は、土地を「取得する」という面(取得分)と「所有している」という面(保有分)と のそれぞれに着目して課されるが、政策税制であることから、不動産取得税や固定資産税などと 比べて次のような特色を有する。

- (1) 広く非課税措置が講じられていること。
- (2) 事務所、店舗等恒久的な建物や駐車場等の一定の施設の用地として利用されている土地については、納税義務の免除措置が講じられていること。
- (3) 土地を非課税用途に供しようとする場合等には、納付すべき税額について徴収猶予が認められ、実際に非課税土地等として利用された場合には、納税義務が免除されること。

これまで、地価の沈静化又はバブルの発生・崩壊といった、土地を巡る情勢の変化に応じて税制改正が行われてきた。平成11年度には、地価の下落傾向を受けて他人譲渡や計画変更に係る猶予・免除制度の創設や拡充等の改正がなされた。このような流れの中、平成15年度の税制改正では、デフレ不況の脱却を課題として、土地の有効利用、都市再生等を促進する観点から、平成15年度以降の新たな課税を停止することとされた。

22 事業所税

事業所税は、大都市への人口や企業の集中に伴って増加する財政需要に対応するために、昭和50年に創設された目的税であり、都市環境の整備及び改善に関する事業の財源に充てられている。 課税団体は、東京都(特別区の存する区域)及び指定都市のほか、人口30万人以上の市で政令で指定するもの等に限られている。

事業所税は、事業所等において事業者が行う事業に対して課せられ、事業所等の床面積を対象 とする資産割と従業者の給与総額を対象とする従業者割とに分かれる。

事業所税には、中小零細事業者への負担を求めない免税点制度(事業所床面積が1,000㎡以下 又は従業者数が100人以下)が設けられているのをはじめ、非課税(31項目)、課税標準の特例 (26項目)、減免(23項目)等の軽減措置が多岐にわたって定められている(項目数は令和6年4月1日現在)。

23 宿泊税

宿泊税は、ホテル・旅館における宿泊に対し、その宿泊者に課する法定外目的税として、平成 14年10月に導入された。税収は国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に 要する費用に充てることとしている。

この税は、旅行者等の宿泊行為に担税力を見いだし、宿泊に伴って受ける行政サービスに対する応分の負担を求めるものであり、税率は宿泊料金に応じて二段階とし、一定の料金以下の宿泊について課税免除の規定を設けている。また、徴収は、特別徴収の方法によることとしている。

第3節 地方譲与税及び助成交付金

1 地方譲与税及び助成交付金の種類とあらまし

(1) 地方讓与税

地方譲与税とは、本来地方自治体の財源とされているものについて、課税の便宜あるいは財源偏在の調整等の理由から国が国税として徴収し、譲与にあたっては、それぞれ客観的な譲与基準によって地方団体に配分しているものである。

令和5年度においては、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料 譲与税、森林環境譲与税、自動車重量譲与税及び特別法人事業譲与税について、計641億円が 都に譲与された。

(地方譲与税制度の概要については、別表「都に譲与されている地方譲与税の概要」、収入額の推移については、「2 地方譲与税及び助成交付金の収入額の推移」参照。)

ア 地方揮発油譲与税

地方揮発油譲与税は、平成21年度税制改正において道路特定財源制度が廃止され、地方道路税が地方揮発油税に名称変更されたことに伴い創設された。道路整備が急務であった昭和30年に道路費用に充てるため創設された地方道路譲与税から名称が改められ、使途制限も廃止されたものである。

地方揮発油譲与税の譲与額は、国税として徴収される地方揮発油税の収入額全額である。 譲与の方法は、総額のうち、100分の58に相当する額が、都道府県及び指定市(特別区含む)に対し、その区域内の一般国道、高速自動車国道(新直轄方式のみ、東京都は非該当) 及び都道府県道の延長並びに面積でそれぞれ2分の1ずつ按分して譲与され、100分の42に 相当する額が、市町村に対し、その区域内の市町村道の延長及び面積にそれぞれ2分の1ず つ按分して譲与される。なお、これらの道路の延長及び面積については、道路の種別・人口 による補正が加えられる。

ただし、都道府県及び指定市分については、地方交付税算定上の収入超過団体に対する譲与制限(収入超過額の10分の2を控除。ただし、算定基本額の3分の1を保障)が設けられている。令和5年度、都は地方揮発油譲与税において35億円もの財源調整を受けた結果、譲与額は18億円となっている。

都は、昭和62年以来この譲与制限を撤廃するよう国に働きかけているが、いまだ実現に至っていない。

イ 石油ガス譲与税

石油ガス譲与税は、液化石油ガスを燃料とする自動車(ハイヤー、タクシー等)がガソリン自動車に代わって大都市を中心に普及しつつあった昭和40年に創設された。自動車用に充填されている石油ガスの移出に係る石油ガス税収入額の2分の1に相当する額を、その総額として譲与される。平成20年度までは道路費用に充てられていたが、平成21年度からは使途制限が廃止された。

譲与対象は、都道府県及び指定市であり、譲与の方法は地方揮発油譲与税とほぼ同様であ

る。ただし、地方交付税算定上の収入超過団体に対する譲与制限は行われない。令和5年度 における都への譲与額は、1億円である。

ウ 特別とん譲与税

特別とん譲与税は、昭和32年に、国際貿易に従事する外航船舶に対する固定資産税の軽減措置が講じられた際に、その減収額を補うため創設されたものである。

譲与対象は、開港の所在する市町村であり、とん税とともに国税として徴収される特別とん税の収入額の全額が、そのまま徴収地たる開港の所在する市町村に対し譲与される。特別とん税は、入港する外国貿易船の純トン数を課税標準として、入港ごとにトン当たり20円(開港ごとに1年分を一時納付する場合は60円)の税率で課税される。なお、令和2年度税制改正により、欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船が国際戦略港湾(京浜港、阪神港、名古屋港及び四日市港)に入港する際、当分の間、開港ごとに1年分を一時に納付する場合の税率がトン当たり30円に引き下げられた。

特別とん譲与税は、本来、固定資産税の代替としての性格を持つものであるから、その使 途についても特別の制限はない。特別区の区域についてはこれを一つの市とみなして都がこ の譲与を受けており、令和5年度における都への譲与額は、3億円である。

工 航空機燃料讓与税

航空機燃料譲与税は、航空機燃料に対し、昭和47年から新たに航空機燃料税が課税されるようになったことに伴い創設されたもので、航空機騒音により生ずる障害の防止や空港及びその周辺の整備等の経費に充てるため、空港関係地方自治体に譲与されるものである。

譲与対象団体は、空港が所在する市町村(特別区含む)、これに隣接する市町村及びこれら市町村を包括する都道府県である。譲与税総額の5分の4の額は市町村に、5分の1の額は都道府県に譲与される。

地方への譲与割合は、平成23年度税制改正で、航空機燃料税の税率引下げ(航空機燃料1キロリットル当たり2万6千円から1万8千円に引き下げ)に伴い、地方に減収が生じないよう、平成23年度から平成25年度までの3年間、譲与割合が航空機燃料税の収入額の13分の2から9分の2に引き上げられており(引き下げ後の税率1万8千円のうち4千円が譲与相当分となる。)、平成26年度税制改正、平成29年度税制改正及び令和2年度税制改正で、この適用期限が令和3年度まで延長されることとなった。令和3年度、令和4年度及び令和5年度の航空機燃料税の特例税率の改正においても、同様に譲与割合の変更が行われた。令和6年度においては、令和5年度と同様、税率は1キロリットル当たり1万3千円、譲与割合は航空機燃料税の収入額の13分の4とされた。

また、各自治体への譲与割合は、空港が所在する市町村へは、市町村分総額の3分の1の額を国内航空に従事する航空機に係る着陸料収入額で按分して譲与され、残りの3分の2は、航空機騒音の著しい市町村及びその隣接市町村に対し、騒音地区内の世帯数で按分され譲与されていたが、平成26年度税制改正により双方に総額の2分の1が譲与されることとなった。

令和6年度税制改正において、従来の着陸料割に変えて、延べ重量(航空機の重量×着陸回数)及び旅客数を譲与基準として用いることとなり、各譲与基準に基づく譲与割合は、延

べ重量4分の1、旅客数4分の1、騒音世帯数2分の1とすることとなった。また、5年間の激変緩和措置が設けられ、令和6年度においては、着陸料割100分の40、延べ重量割100分の5、旅客数割100分の5、騒音世帯数割100分の50で按分して譲与されることとなった。

都道府県に対する譲与制度は、航空機燃料税の税率が2倍に引上げられた昭和54年度に創設され、市町村の譲与基準で按分して譲与される。

なお、これらの譲与基準として用いる延べ重量・旅客数・着陸料・世帯数については、諸 種の事情を考慮して補正が行われる。

また、平成11年度までは特別区の市町村分も都に譲与されていたが、平成12年4月1日の都区制度改革に伴い、市町村分は特別区に移譲されており、現在、都は道府県分のみ譲与を受けている。令和5年度における都への譲与額は、1億円である。

才 森林環境讓与税

森林環境譲与税は、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、 森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和元年度に創設された。

譲与対象は、市町村及び都道府県(特別区含む)であり、市町村は、間伐や担い手の確保、 木材利用の促進等の森林整備及びその促進に関する費用に、都道府県は、森林整備を実施す る市町村の支援等に関する費用に充てなければならない。

譲与額は、国税として徴収される森林環境税の収入額全額である。このうち、9割に相当する額が市町村に、残り1割に相当する額が都道府県に譲与される。ただし、創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、令和6年度にかけて段階的に1割に移行することとされた。

各自治体へ譲与される金額は、私有林人工林面積10分の5、林業就業者数10分の2、人口10分の3の基準で按分して譲与されていたが、令和6年度税制改正において、これまでの譲与税の活用実績等を踏まえ、私有林人工林面積100分の55、林業就業者数100分の20、人口100分の25の基準で按分して譲与されることとなった。

令和5年度における都への譲与額は、2億円である。

カ 自動車重量譲与税

自動車重量譲与税は、令和元年度税制改正において、自動車税の引下げに伴う地方税財源 を確保するため、従来の市町村(特別区含む)への譲与に加え、都道府県にも譲与すること とされた。

自動車重量譲与税の譲与割合は、令和4年度から令和15年度まで、自動車重量税の収入額の1,000分の431である。このうち431分の24に相当する額が、自家用自動車(登録車)の保有台数(賦課期日時点における課税台数)で按分され、都道府県に対して譲与される。令和5年度における都への譲与額は、11億円である。

キ 特別法人事業譲与税

令和元年度税制改正において、地方法人課税における税源の偏在を是正するため、

(ア) 地方税である法人事業税の一部を分離し、特別法人事業税として国税化するとともに、

(4) その全額を都道府県間で配分するために「特別法人事業譲与税」が創設された。

特別法人事業税は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用される。特別法人事業譲与税の譲与総額は、特別法人事業税の収入額の全額であり、令和2年2月以後に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額を含めた総額を人口で按分した額が各都道府県の譲与額となる。ただし、不交付団体においては、当初算出額の25%を保障し、残余の75%を制限する(制限は財源超過額を上限とする)譲与制限が設けられている。令和5年度、都は特別法人事業譲与税において1,816億円もの財源調整を受けた結果、譲与額は605億円となっている。

都は、地方揮発油譲与税に係る譲与制限撤廃及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に 係る減額措置撤廃と併せて、当該譲与制限を撤廃するよう国に要望している。

(2) 国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金

ア 国有提供施設等所在市町村助成交付金

通称「基地交付金」と言われる助成交付金は、国が所有する固定資産のうち米軍の軍用施設並びに自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産が、市町村の区域内に広大な面積を占有し市町村の財政に著しい影響を及ぼしていることを考慮して、これら施設が所在する市町村に対して財政補給金として交付されるものである。

交付額は、国が予算で定める金額の範囲内で、交付総額の10分の7を関係市町村の対象資産の割合で按分した額及び10分の3を対象となる資産の種類、用途、当該市町村の財政状況等を考慮した総務大臣の裁量で配分した額との合算により算出されており、毎年度12月31日までに交付されている。

特別区の区域についてはこれを一つの市とみなして都に交付されているが、地方揮発油譲与税同様、都は財源超過団体に対する減額措置(財源超過額が5億円を超える額に10分の1を乗じた額。ただし、本来交付見込額の10分の3は保障)の適用を受けている。令和5年度における都の財源調整額は95百万円、交付額は41百万円となっている。

都は、地方揮発油譲与税及び特別法人事業譲与税に係る譲与制限撤廃と併せて、交付金に係る減額措置を撤廃するよう国に要望している。

なお、助成交付金は「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律」に基づく交付金であり、国又は地方公共団体の普通財産等に係る交付金である国有資産等所在市町村交付金(第2節「都税の種類とあらまし」参照)とは異なるものである。

イ 施設等所在市町村調整交付金

調整交付金は、助成交付金の対象とされていない米軍資産について、助成交付金の対象となる国有資産との均衡及び米軍に係る市町村税の非課税措置等による税財政上の影響を考慮して創設されたものであり、施設等所在市町村調整交付金要綱に基づき交付されている。助成交付金同様に、毎年度12月31日までに交付されている。令和5年度における都への交付額は、3百万円である。

	地方揮発油譲与税 (※注 1)	石油ガス譲与税	自動車重量譲与税					
譲与総額	地方揮発油税収入額の全額	石油ガス税収入額の1/2	自動車重量税収入額の 431/1,000 (令和4年度~15年度、当分の間)					
課税標準 及び税率等	製造場からの移出又は保税地 域からの揮発油引取数量 5,200円/kl (本則税率 4,400円/kl)	石油ガス充てん場からの移出 又は保税地域からの引取重量 17.50円/kg	自動車検査証を受ける車、車両番号の指定を受ける軽自動車 例)乗用自動車自家用(3年) 12,300円/自重0.5 ^ト シ					
譲与団体	都道府県・市町村 (特別区含む。)	都道府県·指定都市	市町村・都道府県 (特別区含む。)					
譲与基準	○都道府県・指定市(58/100) 1/2 一般国道・高速自動車 国道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車 国道・都道府県道の面積 ○市町村(42/100) 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積	1/2 一般国道・高速自動車 国道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車 国道・都道府県道の面積	○市町村(407/431) 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積 ○都道府県(24/431) 自家用乗用車(登録車)の 課税台数 (令和4年度~15年度、当分の間)					
使途	条件・制限なし(※注2)							
譲与時期		6-11-3月						
都への譲与実績 (令和5年度)	18億円	1億円	11億円					
備考	地方交付税算定上の収入超過団体に対する譲与制限あり(令和5年度 都に対する譲与制限額35億円)令和16年度以降の課税標準は5,500円/kl(本則税率4,700円/kl)		令和元年度から都道府県に対して新たに譲与開始(都道府県 分は令和元年度11月期から譲 与される。) 譲与割合の本則は市町村 (333/357)、都道府県(24/357) (令和4年度~15年度)					

(※注1)平成21年度より、地方道路譲与税から地方揮発油譲与税に名称が変更された。

地方譲与税の概要

特別とん譲与税	航空機燃料譲与税	森林環境譲与税	特別法人事業譲与税	
特別とん税収入額の全額 航空機燃料税収入額の4/13 系 (令和6年度)		森林環境税収入額に相当する額	特別法人事業税収入額の全額	
開港へ入港する外国貿易船の 純トン数 入港ごとに納付する場合 20円/トッ 開港ごとに1年分一時納付する場合 60円/トッ ※ 欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船が国際戦略港湾(京浜港等)に入港する際、当分の間、開港ごとに1年分を一時に納付する場合、30円/トッ	航空機に積み込まれた航空機 燃料の数量 13,000円/kl (令和6年度)	国内に住所を有する個人 年額1,000円/人 (令和6年度から課税開始) ※ 令和2年度から6年度までの森林環 境譲与税については、地方公共団体金 融機構の公庫債権金利変動準備金を 活用する。	基準法人所得割額 付加価値割額、資本割額及び所得割額 の合算額により法人の事業税を課される 法人 所得割額により法人の事業税を課される 特別法人 所得割額により法人の事業税を課される 特別法人 所得割額により法人の事業税を課される 税率 37% 基準法人収入割額 収入割額により法人の事業税を課される 法人 収入割額、付加価値割額及び資本割額 の合算額により法人の事業税を課される 法人(※1) 収入割額、付加価値割額及び資本割額 の合算額により法人の事業税を課される 法人(※1) 収入割額、付加価値割額及び資本割額 の合算額により法人の事業税を課される 法人(※1) 収入割額、付加価値割額及び資本割額 の合算額により法人の事業税を課される 法人(※2) 税率 62.5%	
開港所在市町村(都を含む。)	空港関係市町村(特別区含む。) 空港関係都道府県	市町村・都道府県 (特別区含む。)	都道府県	
開港への入港に係る特別とん 税収入額に相当する額	○市町村(4/5) 1/4 延べ重量 1/4 旅客数 1/2 騒音世帯数 ○都道府県(1/5) 市町村の譲与基準により算定した額	○市町村(22/25) 55/100 私有林人工林面積 20/100 林業就業者数 25/100 人口 ○都道府県(3/25) 市町村と同様	人口	
	騒音による障害防止・ 空港対策等に関する費用	(市町村)森林整備及びその促進に関する費用 進に関する費用 (都道府県)市町村の支援等に関する費用	条件・制限なし	
	9·3月		5・8・11・2月	
3億円	1億円	2億円	605億円	
特別区に係る分が都に譲与される。	令和5年度税制改正により、令和5年度における航空機燃料税の税率及び譲与割合が変更された。 譲与総額の本則は航空機燃料税収入額の2/13、課税標準の本則は26,000円/kℓ	令和元年度から譲与開始 森林環境譲与税の譲与総額は、 令和4,5年度:500億円、令和6 年度:森林環境税の収入額に相 当する額に300億円を加算した 額、令和7年度~:森林環境税の 収入額に相当する額 市町村及び都道府県への譲与 割合は、令和6年度~:市町村 (9/10)、都道府県(1/10)	令和2年度から譲与開始 財源超過団体に対する譲与制限あり(当初算出額の25%を保障し、残余の75%を制限(制限は財源超過額を上限とする))(令和5年度 都に対する譲与制限額1,816億円) 譲与総額には、令和2年2月以後に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税収入額を含む。 ※1地方税法72の2①-3の事業を行う法人 ※2地方税法72の2①-4の事業を行う法人	

2 地方譲与税及び助成交付金の収入額の推移

(平成30年度~令和6年度)

(単位:百万円)

	(+ 2.13/1)								
	区	分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (当初予算額)
地	方譲	与 税	276, 836	271, 502	47, 301	53, 343	63, 788	64, 088	63, 825
	地方道	路譲与税	0	0	0	0	0		
	地方揮発	^終 油譲与税	2,075	1,842	1, 793	1,854	1,762	1,770	1, 694
内	石油ガ	ス譲与税	235	200	140	132	123	116	116
	特別と	ん譲与税	387	403	324	205	234	254	287
	航空機燃	^太料譲与税	144	136	31	116	101	132	121
	森林環:	境譲与税		144	216	220	227	227	202
	自動車重	量譲与税		536	650	657	1,042	1, 054	1,026
	地方法人	特別譲与税	273, 995	268, 240					
	特別法人	事業譲与税			44, 147	50, 158	60, 298	60, 535	60, 379
助調	及	付 び 付金	30	34	34	35	43	43	43

⁽注) 各計数については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがある。

〈参考〉 地方道路譲与税・地方揮発油譲与税・特別法人事業譲与税・助成交付金の 財源調整額及び収入超過額の推移

(平成30年度~令和6年度)						(単位	位:百万円)
区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (当初予算額)
地方道路讓与税	0	0	0	0	0		
地方揮発油讓与税	4, 150	3, 684	3, 586	3, 708	3, 524	3, 541	3, 388
特別法人事業譲与税			132, 440	150, 474	180, 895	181, 604	181, 138
助 成 交 付 金 (国有提供施設等所在) 市町村助成交付金	64	74	74	77	94	95	101
基準財政需要額 A	3, 563, 506	3, 549, 364	3, 656, 101	3, 777, 273	3, 726, 236	3, 759, 572	
基準財政収入額 B	4, 732, 235	4, 878, 582	4, 837, 779	4, 328, 562	5, 098, 137	5, 351, 561	
収入超過額 B-A	1, 168, 729	1, 329, 218	1, 181, 678	551, 289	1, 371, 901	1, 591, 988	

⁽注) 各計数については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがある。

第4節 地方税制改正等の動き

1 令和6年度の地方税制改正のあらまし

令和6年度地方税制改正の概要は、次のとおりである。

(1) 個人住民税

納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円を、令和6年度分の所得割額から控除する。

- ※ 合計所得金額が1,805万円超の場合は対象外
- ※ 令和6年6月以降実施
- ※ 減収額は、全額国費で補塡

(2) 法人事業税

ア 外形標準課税の対象法人の見直し

- (ア) 資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える法人(改正前に資本金1億円以下であった 法人等を除く。)を追加する。
- (イ) 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人による完全支配関係のある子法人(資本金と資本剰余金の合計額が2億円以下の法人等を除く。)を追加する。
- (ウ) (イ)により負担が増える一定の法人について、2年間に限り負担増加額の一定割合を税額から控除する。
- ※ (ア)は令和7年4月1日以後に開始する事業年度、(イ)(ウ)は令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用
- イ 付加価値割における賃上げへの対応

賃上げを行った場合に一定額を控除する措置について、適用期限を令和8年度末まで3年延 長する。

(3) 固定資産税·都市計画税

- ア 土地に係る負担調整措置について、令和6年度から令和8年度までの間、商業地等に係る条 例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、従前の仕組みを継続する。
- イ 新築、省エネ改修・耐震改修を行った住宅等に係る固定資産税の減額措置の適用期限を令和 7年度末まで2年延長する。
- ウ 一体型滞在快適性等向上事業により整備した一定の固定資産に係る課税標準の特例措置について、価格に乗じる特例割合を3分の1以上3分の2以下の範囲内において条例で定めることとした上で、適用期限を令和7年度末まで2年延長する。

(4) 不動産取得税

- ア 住宅及び土地の取得に係る標準税率(本則4%)を3%とする特例措置について、令和8年 度末まで3年延長する。
- イ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置について、令和8年度 末まで3年延長する。

(5) 森林環境税譲与税

都道府県及び区市町村に対する譲与基準を次のとおり見直す。

(改正前) 私有林人工林面積50%: 林業就業者数20%: 人口30%

(改正後) 私有林人工林面積55%: 林業就業者数20%: 人口25%

2 都独自の改正

以上の地方税制改正のほか、都においては、次の措置を講ずることとした。

(1) 固定資産税·都市計画税

小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置、小規模非住宅用地に係る固定資産税等の減免措置及び商業地等に係る固定資産税等の負担水準の上限引下げ措置について、令和6年度においても継続する。

固定資産税額及び都市計画税額が前年度税額の1.1倍を超える住宅用地等について、当該超える額を減額する措置を令和8年度まで継続する。

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税等の減免措置について、昭和57年1月2日から平成13年1月1日までに新築された一定の木造住宅を耐震改修した場合も減免の対象とした上で、適用期限を令和8年3月31日まで2年延長する。

(2) 不動産取得税

東京ゼロエミ住宅に係る不動産取得税の減免措置について、東京ゼロエミ住宅の基準及び助成制度の見直しに伴い、減免要件を新たな基準に応じたものに見直す。

※令和6年10月1日から令和11年3月31日までに設計確認申請が行われた新築の東京ゼロエミ 住宅の取得が対象